破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３４号
山形県村山市楯岡馬場18番56号
債務者　笹原みゆき
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
函館市松川町45番19号
債務者　小田　希和
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５２号
さいたま市南区関２丁目10番12号　コンフォート中浦和103、旧住所さいたま市南区南浦和３丁目８番15号　セイコーマンション301号室
債務者　中山　謙司
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８５号
埼玉県加須市下樋遣川1480番地５　加納方、旧住所埼玉県羽生市南８丁目13番地15　有山ハイツ６号
債務者　佐藤美奈子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
埼玉県上尾市大字小泉455番地８
債務者　河野　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
さいたま市南区南浦和２丁目28番３号　サンライズ南浦和201号
債務者　圷　　光夫
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
群馬県太田市鳥山中町1577番地１　メゾンフレーズ201号、旧住所群馬県桐生市広沢町６丁目968番地の12　エルディム斉藤204
債務者　中山美都里（旧姓圷）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
埼玉県加須市花崎北２丁目15番地９
債務者　大貫　絢子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
埼玉県和光市白子２丁目15番５―103号　リエス和光滝坂
債務者　小沼　浩樹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
埼玉県蓮田市東２丁目６番25号　セピアハイツ201号
債務者　海老沼　孝
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
埼玉県川口市朝日３丁目13番15号　坂内方
債務者　二瓶　正吉
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
埼玉県所沢市大字北秋津708番地の51　メゾン所沢102
債務者　坂上　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町清水77番地　揖斐川尚和園
債務者　栗田　文男
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７８０号
仙台市太白区袋原５丁目14番１―508号、従前の住所宮城県加美郡色麻町高城字上ノ原12番地１　町営住宅303号
債務者　山口　正則
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―５―304
債務者　石川　哲男
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
埼玉県越谷市東大沢４丁目８番地13　プラス・オ・ソレイユ203、旧住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋７丁目18番16―701号
債務者　田中まどか
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係